

資料 1

起訴状の公訴事実の内容

本藏義信は、磁気センサの開発、製造及び販売等を目的とする愛知製鋼株式会社において、平成24年6月19日から平成25年6月17日までの間、役員である技監として磁気センサの開発、製造に関し提言等をする業務に従事していた者、菊池永喜は、同社において、平成24年6月19日から平成25年12月31日までの間、従業者である生技・製造本部第3生産技術部部长として磁気センサの開発・製造業務の管理等に従事していた者であって、いずれも、同社から、同社が保有する営業秘密であるワイヤ整列装置の機能及び構造、同装置等を用いてアモルファスワイヤを基板上に整列させる工程に関する技術上の情報を示されるとともに、同社に対し、前記情報の管理に係る任務を負っていたものであるが、両名は、共謀の上、不正の利益を得る目的で、前記任務に背いて、同年4月9日、同社岐阜工場会議室において、装置メーカーX社従業員A氏に対し、前記情報を口頭及び同所に設置されたホワイトボードに図示する方法で説明し、もって愛知製鋼の営業秘密を開示した。